

住宅用火災警報器の廃棄・リサイクルについて

火災の早期発見と逃げ遅れを防ぐため、平成 18 年に住宅用火災警報器の設置が新築住宅等に、平成 20 年に既存住宅等に義務付けられました。住宅用火災警報器は、おおむね 10 年が寿命で、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災の煙などを感知できない場合がありますので、1 ヶ月に 1 回程度、定期的に作動点検を行い、機器の異常や電池切れの際には住宅用火災警報器の交換（本体ごと）をお勧めします。火災の際に正しく作動しなければ、命にかかわる可能性もあります。

- ・ 住宅用火災警報器の寿命はおおむね 10 年です。
- ・ 住宅用火災警報器本体は「小型家電」扱いです。

住宅用火災警報器の廃棄・リサイクル方法は？

住宅用火災警報器は、小型家電リサイクルの制度に従って、各市町の例によりリサイクル BOX 等へお願いします。その際には、必ず電池を取り外してください。

取り外した電池は、金属・粗大ごみとして廃棄するか、家電量販店等の回収 BOX へ

※ リサイクル BOX 等へ持ち込むことが出来ない場合は、金属・粗大ごみとして廃棄して下さい。
その際も必ず電池は取り外してください。

小型家電リサイクル回収 BOX の場所（以下のリンク参照）

黒部市……新川リサイクルセンター

[小型家電リサイクルにご協力ください | 黒部市](#)

入善町……中央再生広場

[使用済小型家電等リサイクル | 入善町](#)

朝日町……資源物回収広場（第一広場、第二広場）

【住宅用火災警報器本体と電池の取り外し方】

1 本体を取付面から外す



2 取付ベースをドライバーで外す



3 本体から電池コネクタを抜く



4 本体と電池を分ける



問い合わせ先

□新川地域消防組合 黒部消防署予防課

住所：〒938-0014 富山県黒部市植木 761 番地 1

TEL：0765-54-0119

□新川地域消防組合 入善消防署予防課

住所：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 571 番地

TEL：0765-72-0135

□新川地域消防組合 朝日消防署予防課

住所：〒939-0743 富山県下新川郡朝日町道下 1062 番地

TEL：0765-83-0009

□新川地域消防組合 宇奈月消防署予防課

住所：〒938-0281 富山県黒部市宇奈月町内山 3353 番地

TEL：0765-65-2940

